

## 民事裁判執行通知

の度、貴方はご契約会社及び債権回収業者に対しての契約履行につき原告側が提出した起訴状を指定裁判所が受理し、執行を通知致します。後日、指定裁判所から出廷命令通知書が届きますので記載期日に出廷して頂く様お願い致します。出廷拒否されますと民法136条(民事訴訟法)に基づき原告側の主張が全面的に受理され財産調査の上、動産物、不動産物及び給料の差し押さえを執行官立会いのもと、強制的に執行させていただきます。また、裁判所執行官による「執行証書の交付」を承知して頂く様お願いすると同時に債権譲渡証明書を1通郵送させていただきますのでご了承下さい。尚、書面通達になりますので個人情報保護の為、詳しい詳細等は当局員までご連絡ください。

※ご連絡先方には不本意ながら本書を勤務先等へ郵送させていただきます。

裁判取り下げ期日

平成20年 6月 10日

〒116-0014  
東京都荒川区東日暮里3-11  
日本財務局 管財センター  
03-5977-  
電話受付時間 9:00~19:00  
(土日祝日を除く)